

項目	内容	適用時期等
法人税	中小企業者等の法人税の軽減税率の延長	令和7年3月31日までの開始事業年度まで延長
	中小企業投資促進税制の延長	令和7年3月31日までの取得等について適用
	中小企業経営強化税制の延長	令和7年3月31日までの取得等について適用
	研究開発税制の拡充	①令和8年3月31日までに開始する事業年度まで延長 ②令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度について適用
	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直し・延長	令和8年3月31日までの譲渡等について適用
	暗号資産の評価方法等の見直し	大綱に明記無し
	株式交付制度の見直し	令和5年10月1日以降の株式交付より適用
消費税	インボイス発行事業者となる免税事業者の納税額の負担軽減措置の創設	令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する課税期間について適用
	中小企業者等に対するインボイス制度の事務負担の軽減措置の創設	令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れについて適用
	少額な返還インボイスの交付義務の免除	令和5年10月1日以後の課税資産の譲渡等につき行う売上げに係る対価の返還等について適用
その他	電子帳簿保存法等の見直し	令和6年1月1日以後適用

項目	内容	適用時期等
資産税・所得税	暦年課税における相続前贈与の加算の拡大 ①暦年課税による贈与された財産を相続財産に加えて相続税の対象とする期間が現行の死亡前3年から7年に延長されます。 ②①は令和6年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る相続税について適用(令和9年1月1日以降、加算期間は順次延長。加算期間が7年となるのは令和13年1月1日以降) ③延長された4年間に受けた贈与については、総額100万円までは相続財産に加算されないことになります。	左記②の記載のとおり
	相続時精算課税制度の見直し(負担軽減) ①相続時精算課税制度を受けた贈与について、暦年課税の基礎控除110万円とは別途、毎年110万円まで非課税となります(現行は1円でも申告の対象)。 ②相続時精算課税制度で受贈した土地・建物が、災害により一定以上の被害を受けた場合は、相続時に再計算する取り扱いが創設されます。	①令和6年1月1日からの贈与について適用 ②令和6年1月1日以後に生ずる災害により被害を受けた場合に適用
	教育資金の一括贈与の非課税措置の見直し・延長 ①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円超のときは、受贈者が23歳未満である場合等であっても、その死亡の日における未利用の残額について相続税が課税されます。 ②受贈者が30歳に達した場合等において贈与税が課されるときは、一般税率にて計算されることになります。	令和5年4月1日以後の贈与等について適用し、令和8年3月31日まで延長
	結婚・子育て資金の一括贈与の非課税措置の見直し・延長 ・受贈者が50歳に達した場合等において贈与税が課されるときは、一般税率にて計算されることになります。	令和5年4月1日以後の贈与等について適用し、令和7年3月31日まで延長
	NISAの抜本的拡充・恒久化 ①年間投資上限額について、つみたて投資枠は現行のつみたてNISAの3倍の120万円に、成長投資枠は現行の一般NISAの2倍の240万円に拡充されます。 ②非課税となる生涯投資枠は買付残高で1,800万円まで拡充されます(現行はつみたてNISAで最大800万円・一般NISAで最大600万円)。	令和6年1月1日以後に適用
	極めて高い水準にある高所得者層に対する課税強化 下記の②が①を上回る場合に限り、差額分を申告納税 ①その年分の基準所得税額※2 ②(その年分の基準所得金額※1 - 特別控除額3.3億円) × 22.5% ※1「基準所得金額」とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額(その年分の所得税について適用する特別控除額を控除した後の金額)をいいます。 ※2「基準所得税額」とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額(外国税額控除等を適用しない場合の所得税額とし、附帯税及びこの規定により課す所得税額を除く)をいいます。	令和7年分以後の所得税から適用
	空き家に係る譲渡所得の3,000万円特別控除の特例の見直し・延長 ①譲渡の時から譲渡日の属する年の翌年2月15日までの間に、対象となる空家等(被相続人居住用家屋)が取り壊された場合等一定の場合も特例の対象となります。 ②相続または遺贈による被相続人居住用家屋および被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人の数が3人以上である場合における特別控除額は2,000万円になります。	令和6年1月1日以後に行う譲渡について適用され、令和9年12月31日まで延長
	先送りされた項目 マンションの評価については、相続税法の時価主義の下、市場価格との乖離の実態を踏まえ、適正化が検討されます。	-